相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区作草部町八五九番地、最後の住所千葉市稲毛区天台六丁目一番八号
被相続人　亡　小畑加代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目一七番二号
ライオンビル四階千葉銀座法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　舜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市大泉町谷戸一〇二九番地、最後の住所山梨県北杜市大泉町谷戸一〇七二番地一
被相続人　亡　森越　壽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊　森矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県城東郡上内田村八八番地、最後の住所不詳
被相続人　亡　鈴木　惠珍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
浜松市中区中央二丁目一二番五号
相続財産管理人　古橋　清二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野二丁目一六番地、最後の住所名古屋市千種区御棚町三丁目一五番地の二　三旺マンション覚王山Ａ―五〇三
被相続人　亡　大島由喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
名古屋市中村区椿町一四―一三ウェストポイント一四一三　六階Ｄ号　弁護士法人グラス・オランジュ法律事務所名古屋事務所
相続財産管理人　弁護士　瀧　薫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字西大路一三三五番地、最後の住所大阪府枚方市交北三丁目一番五二号
被相続人　亡　髙尾　ぎん

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区東高麗橋四三番地、最後の住所大阪市淀川区宮原五丁目八番七―四〇五号
被相続人　亡　吉野　元久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区東高麗橋四三番地、最後の住所大阪市淀川区宮原五丁目八番七―四〇五号
被相続人　亡　吉野　元久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市中央一―六―九センタービル呉駅前四階あかつき総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原　晃志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県春日市松ヶ丘五丁目一〇七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　松本　善数

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
事務所広島県呉市中央一―六―九センタービル呉駅前四階あかつき総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原　晃志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市中央三丁目三番一二―三〇三号
被相続人　亡　榎本　公親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
事務所福岡市中央区警固二丁目一八番七号ふじたビル三〇一号
相続財産管理人　弁護士　平岩みゆき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県伊万里市黒川町塩屋一六六番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田美智江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十七日
佐賀県伊万里市新天町六一五番地一
相続財産管理人　弁護士　圷　悠樹

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営の為無縁墳墓等について改葬、墳墓撤去をすることとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
尚、期日迄にお申し出のない場合は無縁仏として改葬することとなりますのでご承知下さい。

平成二十四年二月十七日
一、墳墓等所在地　東京都江東区東砂二丁目一一番二八号
一、墳墓等の名称　江東メモリアル
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　東京都足立区千住柳町一七番八号　宗教法人日蓮宗法華堂教会　代表役員　竹内　煌雲

吸収分割公告及び資本金の額の減少公告

当社（乙）は、吸収分割によりカワサキロボットサービス株式会社（甲、住所兵庫県明石市川崎町一番一号）に対して当社のロボット事業部門が営む産業用ロボット等の販売・修理等の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十四年四月一日であり、当社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十六日に終了しております。
また、これに併せて乙は資本金の額を四億四千六百八十万円減少し、三億五千万円にすることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十四年三月三十日であり、当社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月十六日に終了しております。
この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十七日
掲載頁　二七二頁（号外第一三六号）

平成二十四年二月十七日
大阪市北区堂島浜二丁目一番二九号
株式会社カワサキマシンシステムズ
代表取締役　金森　渉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千六百万円とすることにいたしました。
株主総会の決議は平成二十四年一月三十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年二月十七日
北海道稚内市はまなす三丁目二番七号
株式会社トニー
代表取締役　長谷川伸一

第22期決算公告

平成24年2月17日
北海道稚内市はまなす3丁目2番7号
株式会社トニー
代表取締役　長谷川伸一

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,108
	固定資産	11,465
	合計	21,573
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	21,573
	資本金	25,000
	利益剰余金	△3,427
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△3,427
	（うち当期純損失）	(206)
	合計	21,573